

生駒市規則第 6 号

生駒市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

生駒市長 山下 真

生駒市表彰規則の一部を改正する規則

生駒市表彰規則（平成 4 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「に記念品を添えて贈呈してこれを」を「を贈呈し、又はこれに記念品を添えて贈呈することにより」に改め、同条第 2 項中「表彰状又は感謝状に記念品を添えて、その遺族に」を「その遺族に、表彰状若しくは感謝状を贈呈し、又はこれに記念品を添えて」に改める。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「第 4 条の行政功労」を「この規則の規程による表彰」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（欠格条項）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

(1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の執行が終了し、又は刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）

(2) 前号に掲げる者のほか、表彰することが不適當であると認められる者

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。